視点

新規就農者の定着に向けて

農林水産委員会 専門員

いなぐま としかず 稲能 利和

平成24年度から始まった農林水産省の施策である青年就農給付金が人気を集めている。原則45歳未満の独立・自営の新規就農者を対象とし、地域農業マスタープランで位置付けられることを条件に、就農前の研修期間中は最長2年間及び就農直後は最長5年間(所得が250万円未満の場合)にわたり、年間150万円が支給される。24年度は8,200人分の予算措置が行われた。しかし、地域農業マスタープランを策定済みの地域・集落は全体の10%程度であるにもかかわらず(24年9月末)、約2倍に及ぶ希望者があり、予算が不足する事態となった。

農業では、久しく高齢化と後継者不足が指摘されている。基幹的農業従事者 178 万人の 平均年齢は 65.9 歳であり (24 年)、そのうち 40 歳未満の青年農業者の数は 8 万 4 千人、 全体の 4.7%である。新規就農者の数は毎年 6 万人程度であるが、40 歳未満の青年新規就 農者の数は 1 万 4 千人程度であり (23 年)、そのうち定着するのは 1 万人程度である。そ こで、政府は、「新規就農を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保する」こととし、 青年新規就農者を毎年 2 万人定着させ、持続可能な力強い農業の実現を目指すとした。

本給付金のお手本は、フランスの青年就農交付金である。1973 (昭和 48) 年に創設され、18歳から 40歳の青年を対象に1農業者当たり平均 180万円 (平成 21年) が5年間支払われる。受給者の 10年後の定着率は、95%と非常に高い。40歳未満の者が新規就農者に占める割合は6割に、また、主業農業者では40歳未満の者の割合は3割へと大きく増え、農業就業者の若返りに貢献したと評価されている。

我が国でもこれまで新規就農支援のために、融資や研修等の施策が講じられてきたが、 青年新規就農者の数は横ばいで推移していた。これは、農産物価格の低迷など農業経営を 取り巻く環境に厳しさが増していることが原因であろう。全国新規就農相談センターの調 査では、就農後5年目以上の者で生計が成り立っているのは45%となっている。しかし、 青年就農給付金により、経営状況が大幅に改善され、また、少なくとも5年間は農業で頑 張ろうという青年新規就農者が増えると見込まれる。

雇用情勢の悪化を背景に、資金も経験もなくても農業をやりたいという若者が増えている。青年就農給付金により、新規就農者に対する資金面での支援は、大きく前進した。新規就農者が定着するためのもう一つの重要な条件は、生産技術の習得である。このため、農業法人で就農経験を積むことを支援する「農の雇用事業」や研修期間中に支給される青年就農給付金(準備型)が用意されている。しかし、いずれも最長2年間の措置であり、十分な生産技術を身につけることは難しい。生産技術の習得については、座学と現場での実学とを適切に組み合わせた研修制度を用意するなど、更なる工夫が必要であろう。